

区内中小企業向け

新型コロナウイルス感染症に関する 支援などをお知らせします



※対象・金額など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

令和3年度 区独自の緊急経済対策 支援金・協力金・助成金

板橋区一時支援金

緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間短縮、不要不急の外出・移動の自粛などで売上が減少した事業者へ、一時支援金を支給します。

- ▶ **対象** = 次の全ての要件を満たす事業者
- 国から「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付決定を受けた
 - 区内に本店登記・活動実態がある中小企業、または区内に確定申告上の主たる売上の事業所がある個人
 - 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当する※社会福祉法人・組合・一般社団法人などは、このほかにも要件あり。
- ▶ **支給額** = 中小企業など20万円・個人事業者10万円 ▶ **申請期間** = 4月26日～6月30日(消印有効)

板橋区感染 拡大防止協力金

(対象・申請期限の変更)

都の要請で営業時間短縮などを実施した飲食店・カラオケ店の事業者へ、協力金を交付しています。

- ▶ **対象** = 次の両方の要件を満たす中小事業者
- 都から「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給決定を受けた(令和2年11月28日～12月17日実施分・12月18日～3年1月7日実施分・1月8日～2月7日実施分・2月8日～3月7日実施分のいずれか)
 - 協力金の対象店舗が区内にある
- ▶ **申請期限** = 6月30日(消印有効)

ビジネス環境適応事業 助成金

テレワーク環境の整備経費、感染防止用のアクリル板購入費・換気設備工事費などの一部を助成します。

営業活動促進事業 助成金

自社製品・サービスを紹介する動画・ホームページ・チラシなどの制作経費の一部を助成します。

いずれも

- ▶ **申請期間**
- **1次**…4月26日(月)～5月31日(月)※昨年度の交付者を除く。
 - **2次**…6月1日(火)から
- ▶ **対象** = 区内で1年以上事業を営む中小企業・個人事業主※申請方法など詳しくは、(公財)板橋区産業振興公社ホームページをご覧ください。

いずれも

※申請は1事業者につき1回

問合

板橋区感染拡大防止協力金・一時支援金給付事業コールセンター
☎0120-004-757(平日、9時～17時)

問合

(公財)板橋区産業振興公社
☎3579-2191

経営でお困りの方は各種相談をご利用ください

種類	内容	問合	
経営相談	中小企業などの特別相談窓口	中小企業診断士が経営に関する相談に応じます。※事前に電話予約が必要 ※相談時間は1回45分	産業振興課産業支援係☎3579-2172(平日9時～17時、12時～13時を除く)
	企業活性化センター経営改善・コロナ対策チーム	対応方針のアドバイス・資金繰り表の作成支援・経営相談を行います。 ※事前に電話予約が必要	板橋区経営改善チーム事務局☎5914-3145(9時～17時)
	専門家派遣	助成金の申請支援、IT導入・労務などの経営全般の相談に、専門家を派遣します。※年度内3回まで。	(公財)板橋区産業振興公社経営支援グループ☎3579-2175(平日9時～17時、12時～13時を除く)
	簡易型BCP策定支援	風水害・感染症流行などのリスクに備え、簡単な取組によるBCP(事業継続計画)策定を支援します。	
販路開拓	ビジネスチャンス開拓支援事業	経営力強化、販路開拓、技術・製品開発などの課題に、経験豊富な専門家が支援します。	(公財)板橋区産業振興公社事業第1グループ☎3579-2192(平日9時～17時、12時～13時を除く)

広報

いたばし



区の人口と世帯数

(4月1日現在)

世帯数・人口(前月比)		うち	年齢別人口	年齢・人口		構成比
世帯	人口	外国人		14歳以下	60,956	
317,322	570,024	(+2001)	26,616	10.7%		
	(+1032)		12,615	66.1%		
	(+343)		14,001	23.2%		
	(+689)					

※割合を表す数値の単位未満は、四捨五入しています。